

ホイップの匠 利用規約（制定日：2026 年 8 月 26 日）

第 1 条（規約の適用等）

1. 森永乳業株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が運営する「ホイップの匠」（以下「本サービス」といいます。）を以下の条件で提供いたします。
2. 本サービスを利用されるお客さま（以下「契約者」といいます。）は、この利用規約（以下「本規約」といいます。）に従って、本サービスを利用いただきます。予め本規約に同意されない場合、本サービスをご利用いただくことはできません。
3. 本規約の他、当社が定める各種の規約、当社がその都度別途ご案内する注意事項、追加規定等（以下併せて「個別規約」といいます。）も、名目のいかんにかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。本規約と個別規約が異なる場合には、個別規約の定めが優先されるものとします。

第 2 条（規約の変更等）

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、次項に定める公表等の手続を行うことにより、本規約を変更することができるものとします。
 - (1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき
 - (2) 変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき
2. 当社は、前項の定めにより本規約を変更する場合、その効力発生日を定め、当該効力発生日の 1 週間前までに、本規約を変更する旨並びに変更後の本規約の内容及びその効力発生日を当社ホームページで公表するものとします。
3. 契約者が、変更後の本規約の効力発生日以降に本サービスを利用した場合、変更後の本規約に同意したものとします。

第 3 条（本サービスの内容）

当社は、契約者に対し、以下の各号のサービスを提供します。

- (1) ホイップクリームの製造に関わる条件や品質に関わるデータを取得・記録し、製造条件及び品質の「見える化」を行うサービス

(2)「見える化」した情報を基に、製造技術を再現した運転プログラムを作成し、製造工程の自動化を行うサービス

第4条（利用契約の成立）

1.本サービスへの利用申込をしようとする者は、予め本規約を承認し、当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することを申込みとし、当社がこれを承諾することにより、本サービスの利用を申し込んだ者（以下「利用申込者」といいます。）と当社の間において、利用契約（以下「利用契約」といいます。）が成立するものとします。

2.サービス提供開始日は、利用申し込み日が属する月の翌々月の1日とします。

3.当社は、次の場合には申込みを承諾しないことがあります。

(1)当社のサービスの提供が技術的な理由等により困難な場合

(2)利用申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど本規約上要請される債務の履行を怠るおそれがあると認められる場合

(3)利用申込者が当社に通知した所要事項に虚偽及び不備（書面等での名義、捺印等の相違・記入漏れ等を含みます。）がある場合

(4)料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合

(5)当社の業務遂行上支障があるとき

(6)その他当社が不適當と判断したとき

4.当社は、本サービスの運営業務の全部又は一部を当社が指定する業務委託先に委託することがあります。

5.当社は、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの全部又は一部を変更し、若しくは廃止できるものとします。なお、当社は、本サービスの変更又は廃止により契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第5条（契約期間）

1.利用契約の契約期間は、当社がサービス提供を開始した日から1年を経過した日までとします。

2.期間満了日の1か月前までに当社又は契約者から書面又は当社所定の方法による解約の意思表示

示がない場合、本契約は同一条件で更に 1 年間自動更新され、その後も同様とします。

3.契約者の都合による期間途中の解約には、残存期間の月額利用料金相当額を中途解約金として支払うものとします。ただし、前項に基づく自動更新が行われた場合は除くものとします。

第 6 条（設備）

1.契約者は、本サービス利用のために必要なホイップ装置（以下「ホイップ装置」といいます。）を、当社が指定する事業者より購入するものとします。

2.当社は、ホイップ装置と当社サーバー間の通信を媒介する IoT デバイス（以下「IoT デバイス」といいます。）を契約者に対し、貸与します。

3.契約者は、善良なる管理者の注意をもって IoT デバイスを設置・保管・使用し、IoT デバイスを第三者に譲渡、担保提供、転貸し、改造等をしてはなりません。

4.契約者は、ホイップ装置及び IoT デバイスを電波受信状況が良好な環境でご利用いただく必要があります。なお、ホイップ装置及び IoT デバイスの設置にあたっては、契約者自らの責任で上記の電波受信状況の確認を実施し、設置場所を決定する必要があるため、当社は、ホイップ装置及び IoT デバイスの接続について責任を負いません。

5.契約者は、IoT デバイスの紛失・盗難・毀損・故障が生じた場合、直ちに当社に通知し、当社の指示に従うものとします。当社は、IoT デバイスの故障が、契約者による通常の使用の範囲内で生じたものと判断した場合、無償で修理するものとします。ただし、当社が、IoT デバイスの故障が契約者による通常の使用の範囲内で生じたものではないと判断した場合、契約者は実費（修理費・交換費・送料等）を負担するものとします。

6. 契約者は、利用契約終了時、IoT デバイスについては、当社の指示に従い、通常の使用による損耗を除き良好な状態で当社に対して返還するものとします。返還がない場合又は返還された IoT デバイスにつき、通常の使用による損耗を超える損耗がある場合又は契約者の故意又は過失による故障がある場合、当社は当該 IoT デバイスと同型又はその後継となる IoT デバイスの調達価格相当額を請求できるものとします。

第 7 条（契約者が行う解約）

契約者は、利用契約を解約しようとする場合、当社所定の方法により当社にその旨通知するものとします。当該通知の当社への到達日が属する月の翌月末日をもって、利用契約が解約されるものとします。

第 8 条（停止及び解除）

1.当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合、通知、催告等何らの手続を要することなく、本サービスの提供を停止し、利用契約を解除し又は契約者の資格を取り消すことができるものとします。

(1)利用契約の申込にかかる申告内容その他当社に提供された契約者の情報に虚偽若しくは不備又はそれらのおそれが判明した場合

(2)契約者が、本規約の定めに違反し、又は違反するおそれのある行為を行い、当社から当該行為の是正を求められたにもかかわらず、相当期間内にこれを是正しなかった場合

(3)契約者が、当社の提供する本サービス以外のサービスの利用にかかる契約に違反した場合又は違反のおそれがあると当社において判断した場合

(4)利用料金の請求に必要な手続として別途当社が指定する手続の完了が見込めないと当社において判断する場合

(5)利用者が第 23 条第 1 項に定義する反社会的勢力であることが判明した場合

(6)契約者の所在が不明になり又は当社所定の方法による契約者に対する連絡が困難となった場合

(7)当社の従業員及びステークホルダーに対する契約者の要求が妥当性を欠くと当社が判断した場合や、契約者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不相当であると当社が判断した場合で、当社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しない場合

(8)その他、契約者として不適切と当社において判断した場合

2.当社は、当社または契約者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる当社または提携事業者の施設等の変更を余儀なくされ、かつ、代替の施設等の構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、本契約を解除することがあります。この場合、当社は、事前に契約者に対し、その旨の通知を行います。

第 9 条（利用料金及び支払方法）

1.本サービスにかかる初期費用及び月額利用料金（以下、併せて「利用料金」といいます。）並びに支払方法は、別紙に定めるところによります。

2.当社は、本規約等で別段の定めがある場合を除き、受領した利用料金の返還は行いません。

3.第8条第1項各号に該当することを理由としてサービスの利用が停止された場合又は利用契約が終了した後に、本サービスに基づき当社が提供したデータを継続して利用した場合には、当該利用を継続していた期間に係る月額利用料金相当額の2倍の額を違約金として支払うものとします。

第10条（その他の費用負担）

1.契約者は、別途本サービスの利用のため、インターネット接続環境及び無線LAN接続環境を用意するものとします。なお、本サービス利用にかかる通信費用及びその他の費用は契約者が負担するものとします。

2.契約者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するものとします。なお、前項の環境を満たさない場合、本サービスが利用できないことその他の事情につき、当社は一切の責任を負いません。

第11条（保証）

当社は、ホイス装置の品質、目的適合性、適法性、その他一切の事項について保証を行いません。

第12条（禁止事項）

契約者は、本サービスに関して、以下の行為をしてはなりません。

(1)本サービスを、犯罪行為その他の反社会的行為、若しくはこれを予告・関与・助長するために用いること

(2)本サービスを、他人（他の契約者を含み、以下同様とします。）の権利、プライバシーの侵害、個人情報の不正取得、その他不正の目的をもって利用すること

(3)第三者に本サービスの利用を許諾すること

(4)本サービスに関連して使用される当社又は第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為をすること

(5)リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル、修正、翻訳、その他改造行為

(6)本サービスを接続しているサーバー若しくはネットワークを妨害したり混乱させたりするこ

と

(7)他人の名前その他の情報を不正利用する行為

(8)本サービスの運営・提供若しくは他の契約者による本サービスの利用を妨害し、またはそれらに支障をきたす行為

(9)法令又は公序良俗に違反する行為

(10)コンピュータウイルスなど、有害なプログラム・スクリプトを誘導する行為

(11)その他、当社が不適当と判断した内容又は行為

第 13 条（違反行為への対応）

1.当社は、契約者の行為が前条のいずれかに該当する、又は、本規約に定める他の規定に違反すると当社が判断した場合は、契約者への事前の通知なく、契約者の情報の一部若しくは全部の削除を行い、本サービスの利用の中止若しくは強制的な解除等、当社が適当と判断する措置を講ずることができるものとします。

2.前項の規定に基づき、当社が講じた当該措置に起因して契約者に損害が発生した場合にも、当社は一切責任を負わず、契約者は当社を免責するものとします。

3.前二項の規定は、当社が当該処置を講じることにより当社又は第三者に損害が発生した場合における、契約者の責任を免責するものではありません。

4.本規約に契約者が反したことにより第三者に損害を与えた場合、又は第三者と紛争が生じた場合、契約者は、自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。万一、当社が他の契約者や第三者から責任を追及された場合は、契約者はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第 14 条（通知、情報の配信等）

1.当社が契約者に対して通知を行う場合、又は本サービスに係る運営上のお知らせ、若しくは契約者にとって当社が有益と考える情報（当社若しくは第三者の提供するサービスに関する広告等を含み、以下「お知らせ等」といいます。）の配信を行う場合があります。

2.当社は、契約者が本サービス取得時に登録した電子メールアドレス宛に、メールマガジン、アンケート及びその他の本サービスに係る運営上の告知等のメールを送信することができるものとします。

3.当社は、本サービス、前項のメール等において、当社及び第三者の提供するサービスに関する広告等の情報を掲載（広告等の情報を表示したページにリンクを貼る行為を含みます。）することができるものとします。

第 15 条（知的財産権）

1.本サービスの提供にあたって当社が作成した解析・統計データ及び運転プログラム等を含む本サービスに係る著作権、特許権、ノウハウその他一切の知的財産権（以下「知的財産権等」といいます。）は当社又は当社に権利を許諾する第三者に帰属します。

2.当社は、契約者に対し、本サービスの利用に必要な範囲で、当社が作成した解析・統計データ及び運転プログラム等について非独占的・譲渡不可・再許諾不可の知的財産権等の利用を許諾します。

第 16 条（データの利用権限）

1.当社は、利用契約に係る本サービスにおいて創出、取得又は収集されるデータ（以下「対象データ」といいます。）に関して、以下の利用権限を有することとします。

(1)当社がホイップ装置から取得するデータ（以下「生データ」といいます。）につき、第 6 項に定める場合を除き、利用（学習を含みます。以下同様です。）等、開示、譲渡（利用許諾を含みます。以下同様です。）及び処分を含む生データに係る一切の利用権限

(2)当社が生データを加工、分析、編集、統合等したデータ（以下「加工データ」といいます。）につき、第 6 項に定める場合を除き、利用、開示、譲渡及び処分を含む加工データに係る利用権限

2.契約者は、対象データに関して、以下の利用権限を有することとします。

(1)利用契約終了後 30 日以内に、当社に対して当社所定の方法で請求した場合に、当社より合理的な範囲で受領した生データにつき、利用、開示、譲渡及び処分を含む当該生データに係る一切の利用権限

(2)当社が生データを基に生成し、契約者に対して配信したデータ（以下「レポートデータ」といいます。）につき、契約者内部における利用及び処分する権限

(3)当社がホイップ装置に対して送信したデータ（ホイップ装置の回転数等のデータを含み、以下「送信データ」という。）につき、契約期間に限り、契約者内部において利用する権限

3.対象データについて、上記に定めがないものについては、当社が利用権限を有することとしま

す。

4. 当社は、利用契約終了から 30 日経過後、第 1 項のデータを消去することができるものとします。ただし、当社は、完全に消去することについて、保証を行わないものとします。

5. 当社及び契約者は、本条により、各当事者に認められた利用権限の範囲を超えて、対象データを利用、開示、譲渡及び処分をすることはできません。

6. 当社は、対象データにつき、契約者を識別又は特定できる状態で、第三者に開示してはならないものとします。

第 17 条（機密保持）

契約者は、本規約において明示的に許諾された場合又は当社から書面による承諾を得た場合を除き、本規約に関して知り得た当社に関する一切の情報（以下「機密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏えいしてはならず、かつ、本規約の履行以外の目的に使用してはならないものとします。ただし、次の各号に掲げる情報は、機密情報に当たらないものとします。

(1) 開示を受けた時点で、既に自己が保有していた情報

(2) 開示を受けた時点で、既に公知であった情報

(3) 開示を受けた以後、自己の故意又は過失によらないで公知となった情報

(4) 開示を受けた情報を利用及び参照することなく独自に開発又は知得した情報

(5) 開示当事者に対する機密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から適法に開示を受けた情報

第 18 条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本サービスの提供にあたり取得する契約者に関連する個人情報について、当社が公表するプライバシーポリシー（以下「当社プライバシーポリシー」といいます。）に基づき適切に取り扱います。

2. 個人情報の登録を拒否することは可能です。ただし、その際には本サービスはご利用出来ませんので、ご了承ください。

3. 取得した個人情報は利用者からの事前の同意、承諾を得ない限り、第三者に提供することはありません。ただし、利用者に本サービスを提供する目的の範囲内で、当社の代行業者、及び情報処理業者に対して個人情報の取扱いを委託する場合がございます。その場合には、当社の責任

で適切な委託先を選定し、個人情報の取り扱いに関する契約を締結した上で委託いたします。

4.当社プライバシーポリシーは、以下に記載する Web サイト上で確認することができます。

当社プライバシーポリシーはこちら

https://www.morinagamilk.co.jp/privacy_policy/

第 19 条（不可抗力）

天災地変、感染症のまん延、火災、停電、通信回線の事故、法令又は規制の制定改廃、公権力の命令、労働争議、サイバー攻撃その他当事者の合理的支配を超える事由（外部サービスの重大な障害を含みます。）により、当社が本規約上の義務を履行できない場合、当社は、その責めを負わないものとします。

第 20 条(免責事項)

1.契約者は、本サービスを専ら自らの責任において利用するものとします。当社は、契約者による本サービスの利用に関連して生じた責任、負担、損害及び損失について、一切責任を負わないものとし、契約者自らの責任において処理することとします。

2.当社は、以下の事項に関する、クレーム、主張、要求、責任、負担、損害及び損失について、一切責任を負わないものとします。

(1)本サービスを通じて取得したサービスの数量、性質、正確性、有用性、最新性、完全性、継続性、契約者の特定の目的に合致すること

(2)本サービスが契約者の目的又は要求を満たしていること

(3)本サービスに中断、障害が生じないこと

(4)本サービスが契約者の期待する適切な時期に提供されること

(5)本サービスにおいてエラーが生じないこと

(6)通信事業者、クラウド事業者及びその他本サービスの提供に関連する外部事業者における障害が生じないこと

(7)当社の委託先の設備の故障が生じないこと

(8)当社が必要と判断したシステムの更新等による影響が生じないこと

第 21 条(損害賠償額の制限)

本サービスの利用にあたり、当社の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、本サービスの 1 ヶ月分の月額利用料金を上限として当該損害を補償するものとします。

第 22 条（存続条項）

利用契約が終了した後といえども、第 15 条（知的財産権）、第 16 条（データの利用権限）、第 17 条（機密保持）、第 18 条（個人情報の取り扱い）、第 20 条（免責事項）、第 21 条（損害賠償額の制限）、本条（存続条項）、第 23 条（反社会的勢力の排除）、第 24 条（分離可能性）及び第 27 条（準拠法・合意管轄裁判所）は、引き続き効力を有します。

第 23 条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者及び当社は、自己又は自己の代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約するものとします。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

(6) 反社会的勢力をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用すること

2. 契約者及び当社は、自ら若しくは自らの従業員、又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3.当社は、契約者について前2項に違反する事実があると疑われる場合には、契約者に対し相当な期間を定めて当該事項に関する報告を求めることができます。報告の求めを受けた契約者が、相当期間内に報告書を提出しない場合には、当該契約者について前2項に違反する事実があるとみなすことができます。

4.契約者又は当社が本条に違反した場合、相手方は違反当事者に対し損害賠償義務を負うことなく利用契約の全部を解除することができます。なお、この場合において違反当事者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第24条（分離可能性）

本規約等のいずれかの条項又はその一部が、法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約等の残りの規定は、継続して有効に存続するものとします。

第25条（債権の譲渡）

当社は、本規約に基づく債権を第三者に譲渡することがあります。

第26条（譲渡禁止）

契約者は、本規約等に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は自己若しくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

第27条（準拠法・合意管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とし、契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第28条（セキュリティ）

1 契約者は、本サービスに係る利用環境（ネットワーク設定、Wi-Fi 環境、機器設置場所を含みます。）のセキュリティ確保に必要な措置を自らの責任で講じるものとし、当社は責任を負わないものとします。

2.契約者は、機器への不正アクセス、情報漏えいの疑いが生じた場合、速やかに当社へ通知するものとします。

3.契約者が前各項の義務を怠ったことに起因して発生した損害について、当社は責任を負いません。

第 29 条（サポート及び SLA に関する方針）

1.当社は、本条に定める方針に基づき、契約者に対し、本サービスに関するサポート（以下「本サポート」といいます。）を提供することに努めることとします。なお、ホイップ装置に関する窓口及びホイップ装置に起因する障害・サポート対応は、ホイップ装置の製造会社が提供するものとします。

2.本サポートの内容は、以下のとおりとします。

(1)メール又は当社指定の窓口による技術サポート

(2)IoT デバイスの故障対応（交換・設定支援）

(3)ソフトウェアのアップデート情報の提供

3.本サポートの対応時間は、当社が別途指定する平日の 9 時から 17 時までとします。

4.本サポートは、メールを含む別に当社が定める方法で提供します。なお、現地訪問によるサポートが必要な場合、別途費用が発生します。

5.契約者の利用環境に起因する問題（ネットワーク障害、電源設備故障等を含みますが、これらに限られません。）への対応は本サポートの対象外となります。

6.当社は、本サービスの安定的な提供のため、本サービスに関する定期的なメンテナンスを実施することがあります。メンテナンスを実施する場合、当社は当社所定の方法により、契約者に対し、事前に通知します。

7.緊急でメンテナンスが必要となった場合、当社は契約者への事前通知なく、サービスを停止することがあります。

8.サービスの停止が連続して 24 時間以上継続し、当社が当該事実を認知した場合、契約者は月額利用料の一部に相当する金額の減免を請求できることがあります（減免条件は別紙に定めま